

「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」

## 新資格案 結論先送り

児童虐待による死亡事件が後を絶たないなか、子どもや家庭の支援に携わる人材の専門性を高めようと、厚生労働省は5日、新たな資格「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」の案を有識者らでつくる専門委員会に示した。ただ、国家資格の位置づけでないことなどから反対意見もあり、結論は先送りとなった。

政府は児童虐待への対応強化に向け、児童相談所で働く児童福祉司を2022年度までに2千人増やす計画だ。人数を増やすことに併せ、長年の課題になつているのが専門性の向上で、子どもや家庭福祉の分野で新しい資格をつくることが

検討されてきた。

厚労省が示した案では、いずれも国家資格の「社会福祉士」か「精神保健福祉士」を持つ人が、児童虐待への対応や母子保健といった教育課程を終えれば、「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」に原則認定する。認定は民間団体が担う。当面の経過措置として、こうした分野で4年以上上の実務経験がある人も、認定されるようとする。

この日の専門委は、新たな資格を国家資格にするこどや、社会福祉士などの保有を条件としない独立型の資格とすることを求める委員もあり、紛糾。「国家資格ではないのに子どもに携わ

る専門職に必要な資格と法律上、本当に位置づけられるのか」という反対論の一方、今の国家資格へ上乗せする形は「採用する側の行政からは何でもできる」オールマイティーの人材が期待されている」と賛成する声も。短期間で異動する自治体の人事運用の見直しが必要とする意見もあつた。

厚労省は来年の通常国会に関連する改正法案の提出をめざしており、年内にも結論をまとめたい考えだ。

(久永隆二)